

中国に関する宣言（仏側原案）

へのコメント

河村 外務省

河村 外務省

※総第

※昭和

年

月

日

秒受付

暗 - 略

電信案

電信課長

大臣

秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

河村 外務省

※発電係

1

2

起案

昭和

年

7月

12日

起案者

電話番号

協議先

河村 外務省

在

河村

大使・総領事

あて

臨時

外務大臣 発

件名

事務連絡

主管・文書記号

河村

※電番

河村

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

河村 外務省

河村 外務省

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

GB-1

外務省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

(三八〇字)

今次サミットにおいて発出される「中国に  
関する宣言」について、貴国のPR係の案を  
踏まえ作成した擬定内閣答申がFAX信を通  
り、<sup>(政府宣言の他の項目についての疑問は貴国に送付する由)</sup>  
貴国に送付された。貴国出発中の国務外務山下  
情調局長、谷野アツツ局長及び貴国企業局長  
に転達願ひする。この際、谷田の対応等を見  
察の上、<sup>右の点につき</sup>要見<sup>あり</sup>を<sup>併せ</sup>回電願うようお伝  
え下さい。

(特に、第1057号の要見を  
要見内七)

(3)

※総第

※昭和

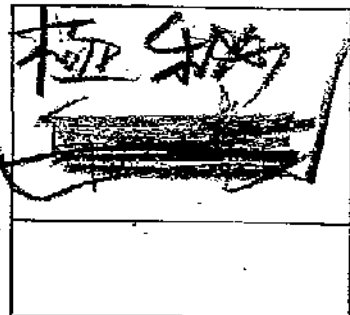
年時

月分

日秒受付

略

電信案



電信課長

|                                                    |                     |                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 大臣<br>秘書官<br>政務次官<br>事務次官<br>外務審議官<br>外務審議官<br>官房長 | 主管                  | ※発電係 1 2                                          |
|                                                    | <p>アヤミ</p> <p>五</p> | <p>起案 昭和 年 月 日</p> <p>起案者 電話番号</p> <p>小原 2426</p> |
| 協議先                                                |                     |                                                   |
| <p>山口洋子</p>                                        |                     |                                                   |

(※付欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

|                                 |           |                     |          |
|---------------------------------|-----------|---------------------|----------|
| 在                               | 大使<br>総領事 | あて                  | 外務大臣 発   |
| 件名                              | 事務連絡      |                     |          |
| 主管・文書記号                         | ※電番       | 大至急 至急<br>普通 (優先処理) | パターン・コード |
| 転電<br>転送 在<br>転報                | ※転電番号     | 大至急 至急<br>普通 (優先処理) |          |
| 大使・総領事あて                        |           |                     |          |
| <p>往電アヤミ</p> <p>3:19 FAX 信。</p> |           |                     |          |
| <p>↓</p>                        |           |                     |          |
| ※                               |           |                     |          |

(附利アニ・一・C・ナ四五)

一、総論（全般的評価）

（問、今次サミットの中国に関する宣言についての政府の見解如何。）

答一、我が国としては、今次サミットの機会に次の二つのメッセージを中国に正しく伝えることが必要との立場を表明した。第一は、中国の学生運動に対する弾圧、就中武器を持たない学生、一般市民に対する武力の行使は、西側先進民主主義諸国が奉ずる基本的価値観に照らして容認し得るものではなく、それ故に、中国との関係を制約せざるを得ないということである。第二は、しかしながら、我々は、中国を孤立に追いやることを欲しておらず、中国が、単に言葉の上だけではなく、実際の行動により国際世論に耳を傾け、従来の「改革・開放」政策へのコミットメントが変わらない姿勢を示すのであれば、我々はこれに対する支援と協力を再開する用意があるということである。

二、右の我が国の立場は、他のサミット諸国によっても基本的に共有されたものであり、今回発出された中国に関する宣言は、こうした我が国を含むサミット諸国の考えを適切に表したものと評価。

三、中国政府が、この宣言において表明されたサミット諸国の声に耳を傾け、「改革・開放」政策へのコミットメントを行動で示すなど適切な対応をすることが強く望まれる。

## 二、各論

### (一) 第二パラグラフについて

(問、第二パラグラフは、サミット諸国として対中制裁について合意したことを意味するのか。)

答、第二パラグラフの前段は、そこに明記されている通り、サミット諸国がそれぞれの立場から、中国における民主化要求運動の抑圧に対する厳しい非難の意を具体的行動によって表明すべく個別に(或いはE.C.加盟国として共同で)とった措置の中から共通した典型的なものを示したものであり、従って、所謂「制裁」というような性格のものではなく、また、サミット諸国がこれらの措置につきサミット場で新たに合意したということでもない。

### (二) 「閣僚その他のハイレベルでの接触の停止」について

(問一、日本政府はいつ如何なる判断で本件措置をとったのか。)

答一、六月四日の天安門前広場における武力鎮圧以来、中国との間では閣僚その他のこれに準ずるハイレベルでの接触は停止され、今日に至っている。

二、中国当局の民主化要求運動に対する武力鎮圧は、人道上の見地から容認し得るものではなく、かかる我が国の立場を中国側に明確に伝えるためにも、このような対応を採ることが適当と考えられている次第。

(注：この部分秘) 例えば、七月十日訪中予定であつた経企庁次官の訪中をとりやめたケースがある。

(問二、本件措置を対外的に公表した時期如何。)

答、日本政府は、中国に対する措置として対外的に発表してはいないが、六月四日以降前述の認識に立つた対応を行つてきている。

(問三、本件措置はいつまで続けるのか。)

答、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していきたい。

(問四、サミット諸国の間で接触を停止するレベル、解除の時期等につき何らかの合意があるのか。)

答、具体的な合意があるわけではない。各国それぞれがサミット政治宣言の趣旨に従つて実質的に判断していくことになる。

(問五、「その他のハイレベルでの接触」とは具体的にどのレベルまでを言うのか。)

答、具体的には個別のケースにより各国が判断することであるが、我が国としては一応閣僚の他、

次官級の接触を指すものと考えている。

(問六、大使はこれに含まれるのか。)

答、両国の大使が相手国政府の高官と接触する等通常の外交上の接触まで排除するものではない。

(問七、カンボディア問題に関する国際会議の際、例えば外相間で協議等の接触を行うことは、この宣言の趣旨に反するのではないか。)

答、この措置は、如何なる場合においても、サミット諸国が中国と全く接触しないことを意味するものではない。本件国際会議の趣旨に鑑みれば、カンボディア問題の解決に重要な役割を果たすことが期待されている中国と関係各国が、必要に応じ、外相レベルで協議、意見交換を行うことも可能性としてはあり得ると考えており、そのことがこの宣言の本旨に反するものではないと考える。

(その際には、カンボディア問題以外については、話し合わないということか。)  
外相間の協議ということになれば、当然カンボディア問題がその対象である。

(米・英・仏はどうするのか。)

各国がそれぞれ判断すべきことである。

(国連での外相会談はどうか。)

今後の対応については、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していきたい。

(三) 世銀による新規融資の検討の延期について

(問一、本件は今次サミットにおいて新たに合意された対中制裁措置か。)

答、世銀において経済的観点から既にとられた措置を、サミットの中で、改めて確認したものであり、サミット諸国が新たに合意し、世銀に対して押しつけて実施するといったものではない。

(問二、日本政府は、世銀において本件措置をとることに合意したのか。合意したとすれば、如何なる判断に基づくのか。)

答、我が国は、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないという技術的な理由から、本件理事会審議の延期を行うことにつき同意した経緯がある。

(参考：この部分秘)

6月4日の武力鎮圧以降、6月中に世銀理事会に提出予定であった7件の案件(計7億ドル)

7  
の提出が見合わされ、当面延期された。

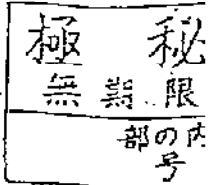
(問三、第三次円借款については、どのようにとり進める所存か。)

答、第三次円借款については、中国情勢の推移等を見つつ、引続き慎重に検討していく所存。

(3)

# 中国に関する宣言（PR後の案）

（仮訳）



1. 7. 8

我々は、中国における人権を無視した凄惨な弾圧を非難する。

我々は、中国当局に対し、民主主義及び自由のための当然の権利を主張したに過ぎない人々に加えられている行為を止めるよう主張する。

この弾圧は、我々の各々に対し、我々の深甚なる非難の意を表明するため、  
「閣僚その他のハイレベルでの接触の停止、及び、実施可能なあらゆる場所における中国との武器貿易の停止という」適切な措置を講じせしめた。「更に、我々各々は、現在の経済状況に鑑み、世銀による新規融資の検討の延期に合意した。我々は、希望する中国人留学生の滞在を延長することにも合意した。」

我々は、改革と開放へ向けての動きの再開に基礎を置いた中国との正常な協力関係にもどるための条件が、可能な限り早急に創り出されるであろうとの期待を表明する。

我々は、香港の人々がこれらの出来事に続いて感じている深い懸念を理解し、共有する。我々は、中華人民共和国政府が、香港における信頼を回復するために必要とされていることを行うよう要求する。

往電第 3143 号別FAX信

08/07/89  
01:30  
FINAL VERSION

## SUMMIT OF THE ARCH

## DRAFT DECLARATION ON CHINA

We condemn the brutal repression in China in defiance of human rights. We urge the Chinese authorities to cease action against those who have done no more than claim their legitimate rights to democracy and liberty.

This repression has led each of us to take appropriate measures to express our deep sense of condemnation [to suspend bilateral Ministerial and high-level contacts, and also to suspend, wherever applicable, arms-trade with China. Furthermore, each of us has agreed that, in view of current economic circumstances, the examination of new loans by the World Bank be postponed. We have also decided to extend the stays of those Chinese students who so desire.]

極 秘  
無 期 限  
部の内  
号

※総第

※昭和

年  
時

月  
分

日  
秒受付

暗 ・ 略

# 電 信 案

電信課長

|                                                           |             |                                  |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 大 臣<br><del>政務次官</del><br>事務次官<br>外務審議官<br>外務審議官<br>官 房 長 | 秘書官<br>御出張中 | 主管<br>情報調査局長<br>審 議 官<br>企 画 課 長 | ※発電係 1 2<br>起 案<br>昭和 元年 7 月 11 日<br>平成<br>起案者 電話番号<br>三女子 2726 |
| 協議先<br>アジア局長<br>中国課長<br>参事局<br>三久課長                       |             |                                  |                                                                 |

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

|                  |           |                     |          |
|------------------|-----------|---------------------|----------|
| 在 14             | 大使<br>総領事 | あて                  | 外務大臣 発   |
| 件 名<br>(部内連絡)    |           |                     |          |
| 主管・文書記号<br>情調局長  | ※電番       | 大至急 至急<br>普通 (優先処理) | パターン・コード |
| 転電<br>転送 在<br>転報 | ※転電番号     | 大至急 至急<br>普通 (優先処理) | 大使・総領事あて |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
|                  |           |                     |          |
| ※                |           |                     |          |

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

国広外務審議官へ 山下情調局長より

11日午後、総理との最後の勉強会での結果をも踏まえ、サミット政治宣言の中国問題の取扱いは次の通り対処することとなりました。

1. PR会合で合意されたテキストについては原則としてこれを<sup>(受入れ)</sup>維持する。但し、我が方が<sup>(二六四頁)</sup>カッコ書きをはずす<sup>(二六四頁)</sup>より政府首脳が政治的決断を<sup>(二六四頁)</sup>~~中国との関係で更に~~ばうンスの<sup>(二六四頁)</sup>とれた表現が不可欠であるとの強い意向が<sup>(二六四頁)</sup>ある。オバマの冒頭に「我々は中国が孤立化することと意図するものではない」との文章が入ること<sup>(二六四頁)</sup>が<sup>(二六四頁)</sup>条件である。

総理、<sup>(二六四頁)</sup>相の再度の確認を必要とする。右がどうしても不可能な場合には、オバマの末尾に「我々は、中国が国際政治経済秩序の中で安定的役割を果たしていくことを強く期待する。」との文章を追加する。

2. 上記1. のパッケージ・ドキュメントを行う

に当り、我が方としては次の点とアポイント参加との間で確認しておく必要がある。

(1) 宣言に言う「関係及びハイレベルでの接触」については、我方としては関係及びそれに準ずるものと認識しており、若干の国がとっているような局長レベルまで含めるとはしない。

(2) 自国に<sup>(中国)</sup>いる大使と関係及びそれに準ずるものとの接触については、本陣の対象外である。

(3) 3月7月末の<sup>セキシン</sup>カンボジア国際会議において<sup>セキシン</sup>銭其琛中国外交部長が参加する場合の各国の対応如何。我方としては、今次合意は国際会議の場での外相間の接触を妨げるものではないと認識している。

3. このような基本的考えについては、貴外藩御承知の通り、仏アチ<sup>リ</sup>代表に<sup>(和)</sup>根回しをし、本側とも事前にすりあわせておくことが好ましいと判断されます。

(3)

秘 極  
類 無  
内 部  
号

暗 · 略

電 信 案

|                                                                                      |                                                                       |                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>大 臣</p> <p>秘書官</p> <p>政務次官</p> <p>事務次官</p> <p>外務審議官</p> <p>外務審議官</p> <p>官 房 長</p> | <p>主管</p> <p>情報調査局長 御出張中</p> <p>審 議 官</p> <p>企 画 課 長</p> <p>首席事務官</p> | <p>※ 宛 電 係</p> <p>1 2</p> <p>起 案</p> <p>昭和 元年 7 月 6 日</p> <p>千成</p> <p>起案者 電話番号</p> <p>有吉 2727</p> |
| <p>協議先</p> <p><del>法務課長</del></p> <p>未裁</p>                                          | <p>国際機構課長</p> <p>開発途上地域課長</p> <p>外国人課長</p> <p>未裁</p>                  | <p>中国課長</p> <p>北米一課長</p> <p>西欧一課長</p> <p>西欧二課長</p> <p>未裁</p>                                       |

（※印欄内は電信課記入）

在 山 大 使 館 長 外務大臣 発

件名 事務連絡

主管・文書記号

※電番

情企

2456

(大至急)

至急

100

(優先処理)

バタ-ン・コード

本書

茶

寄送 在

大急

三、

書 (優先出版)

1. 1. 1.

大 使・総領事あて

(八〇字)

英

(昭和六二・一〇・六改正)

GB-1

外務省

|      |  |
|------|--|
| 回货编号 |  |
|------|--|

今 川 公 使 へ

池 田 情 報 調 査 局 審 議 官 より

今 次 サ ミ ッ ト に お け る 中 国 問 題 の 取 り 扱 い

振 り 、 及 び 中 国 問 題 そ の も の に 関 す る 我 が 方

考 え 方 は 、 既 に お 伝 え し て あ り ま す が ( 仏 宛

往 電 第 2 4 1 0 、 2 4 1 1 、 2 4 1 2 号 ) 、

御 参 考 ま で に 、 仏 側 宣 言 案 へ の 取 り 敢 え ず の

コ メ ン ト ( 下 記 の 各 点 に つ き 、 ① に は 言 及 の

可 否 、 ② に そ の 理 由 、 ③ に 代 替 案 を 記 し て お

き ま す ) を お 送 り し ま す 。 尚 、 本 コ メ ン ト は

条 約 局 等 の 決 済 を 経 て お ら ず 、 あ く ま で も 初

歩 的 な も の で あ り 、 将 来 変 更 の 可 能 性 も あ り

ま す が 、 取 り 敢 え ず の 感 触 を お 伝 え す る た め

に 、 当 局 の 責 任 で 発 電 す る も の で す 。 つ き ま

し て は 、 貴 地 出 張 中 の 山 下 情 報 調 査 局 長 及 び

宮 本 企 画 課 長 に 手 交 願 い ま す 。 尚 、 本 電 の 扱

い に つ き ま し て は 、 く れ ぐ れ も 御 留 意 願 い ま

す 。

1. 第1パラ

(1) 人権への言及の可否

① 言及自体は差し支えないが、案文に工夫を要する。

② 人権、人道上の観点から、中国政府の行為を批判して然るべきであり、民主化運動の武力鎮圧については強く批判されて然るべきも、死刑・執行等に直接言及することは、中国側が国内法に基づき執行した旨主張している以上、中国側に「内政干渉云々」の口実を与えるため差けることが望ましい。

③ 対案としては、「the continuation of executions」を削除するか、より一般的な言及振りとする。

2. 第2パラ

(1) 閣僚とハイ・レベル関係の停止、軍事協力<sup>二</sup>の<sup>二</sup>停止<sup>一</sup>、武器貿易の停止<sup>一</sup>；

① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

② 我が国については、「引き続き軍事協力・

武器貿易は行わないこととする」ということ

で、「suspend」は実体にあわない。また、

閣僚とハイ・レベル関係も、実体面では当面

交流の予定はないというに過ぎない。

③ どうしても措置の内容を書くというのであ

れば、単に措置を例示の形にするのも一案か。

## ( 2 ) 世銀の新規融資の停止

① 可能であれば削除。

② サミット諸国が共同して中国や世銀に対し

圧力をかけているとのラインを対外的に明確

にすることは、中国を孤立させることに繋がる

恐れがあり、得策でない。また、他の民間

銀行等の対中融資を消極化させ、中国経済を

~~極めて困難な状況に陥れる惧れが大である点~~

経済制裁の意味合いを有しており、適切では

ない。

③ 削除が困難であれば、第2パラ第2文前段を、例えば以下の通りとするよう、トーン・ダウンに努力することとする。

「 Furthermore we noted that the examination of new loans by the World Bank has been postponed and that . . 」

④ 参考（事実関係）

（イ）ある対中新規融資案件が、世銀の理事会に事務局より議題として上がりそうであったところ、右掲上は当面延期された。これは中国情勢に鑑み、米国を始めとする先進国の感觸を踏まえ、コナブル総裁が、今回の理事会での審議は見送ることが適当である（上程されて否決されたら、今後当分復活する見込みもない）として、中国の理事を説得したことによる模様。

（ロ）米は、上記に先立ち、本件承認は無期限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含め各国にデマルシュを行った。

(ハ) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないという技術的な理由をもって、我が国理事よりコナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行った。

(８) 新規貿易保険の引き受け停止。

① 不可。

② 貿易保険の新規引き受けを行わないことは、経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの。

貿易にまで影響を与えるような措置は採るつもりはなく、中国とは<sup>一定</sup>~~言って~~の関係を持

する必要がある（米国政府も同様の立場と理解）。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進することが、長期的にみれば中国人民の福祉にもかなうと思料。

③ 第２パラ第２文後段を、前述の（３）③に

続け、以下の通りとする。

「 . . . has been postponed and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance. 」

④ 注

仏案では「 credit insurance 」とのみ述べており、その意味するところが狭義の「 普通輸出保険 」なのか、広義の「 貿易保険 」( 我が国法制度上は、普通輸出保険の他、輸出代金保険 ( プラント輸出等を対象 )、投資保険 ( 直接投資等を対象 ) 等も含まれる ) なのか不明である ( この英語では、一義的には意味が決まっていない ) 。

( 参考 )

( イ ) 貿易保険は、企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。その新規引き受けの停止は、民間企業の対中輸出をデスカレッジ

するものであり、従って、経済上の「間接的制裁」とも言い得る。

(ロ)既に、我が国も貿易保険につき具体的措置を採っている(「優良国」扱いから「準優良国」扱いへの変更。即ち、保険料率の引き上げ、リスク・カバレッジの縮小等)。従って、どうしても本件に言及せざるを得ない場合には、我が国が既に採った具体的措置の範囲内の表現にとどめられるのであれば、最終的には止むを得ない。

(ハ)尚、宣言案の存在には触れることなく、通産当局の感触を内々打診したところ、通産も新規貿易保険の引き受け停止乃至延期には強く反対していた。

また、経済界からの反発も十分考えられる。

(ニ)実体に注目すれば、これまで輸出保険を申請してきた企業は少なくな(最近一年間の輸出保険の引き受け総額は、対中輸出総額の半分近くを占める)に、更に、今般の事態

により、新たに申請を行う企業が増える中で  
の新規引き受け停止は、かかる企業の対中輸  
出マインズを大きく削減するものであり、ま  
た、輸出保険の付保を条件としている輸銀融  
資（サプライヤーズ・クレジット）が事実  
上ストップしてしまうことにもなり、日中貿  
易に与える影響は極めて大きいと言え、貿易  
量が落ち込む惧れもあり。

(一ホ)更に、今般の事態により、いわゆる「  
駆け込み付保（保険に加盟すること）」が急  
増しており、民間企業にとって、対中輸出保  
険の持つ意味が高まってきている状況下での  
本件措置は、中国情勢の不透明感と併せて、  
民間企業に更なる不安感を与えることともな  
り、その心理的影響は極めて大。特に、政府  
がかかる措置を採ることの政治的・象徴的な  
意味も無視し得ず、今後の日中経済関係全般  
にマイナスの影響を及ぼすこととなろう。

(一ヘ)以上、我が国の対中輸出、即ち、中国

の対日輸入が極めて困難な状況に陥る恐れ大  
であるところ、日中貿易が中国の対外貿易の  
上で大きな比重を占めている点に鑑みれば、  
改革・開放の下、西側から資金と設備・技術  
を導入して近代化を進めるという中国の現政  
策を頓座させ、中国をして極めて不安定な国  
に追い込むことともなり、西側として採るべ  
き措置ではなく、また、中国国民を苦しめる  
ことにもなることを考えれば、決して賢明な  
措置ではない。

(ト) 尚、貿易保険制度の概要についての資  
料を別電する。

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)

山下 情報調査局長へ

池田 情報調査局審議官より

P R 会 合 及 び 政 務 局 長 会 合 に お け る 「 中 国  
に 関 す る 宣 言 」 へ の 我 が 方 の 対 処 方 針 は 、 既  
に お 伝 え し て あ り ま す が ( 仏 宛 往 電 第 2 4 1  
0 、 2 4 1 1 、 2 4 1 2 号 ) 、 御 参 考 ま で に  
同 宣 言 の 仏 側 原 案 へ の 取 り 敢 え ず の コ メ ン ト  
を お 送 り し ま す ( 下 記 の 各 点 に つ き 、 ① に は  
言 及 の 可 否 、 ② に そ の 理 由 、 ③ に 代 替 案 を 記  
し て お き ま す ) 。

1 . 第 1 パ ラ

( 1 ) 人 権 へ の 言 及 の 可 否

① 言 及 は 不 適 当 。

② 民 主 化 運 動 の 武 力 鎮 圧 に つ い て は と も か く 、

死 刑 執 行 等 と 直 接 リ ン ク し た 形 で 人 権 を 無 視

し た も の と 言 う こ と は 、 中 国 側 が 国 内 法 に 基

づ き 執 行 し た 旨 主 張 し て い る 以 上 、 か か る 国

内法の適用が人権に背馳する旨主張するに等しく、中国側の強い反発を招くことが予想され、かつ中国側に「内政干渉云々」の口実を与えるため。

③ 対案としては、人権への直接的な言及を避けた我が方案文。

## 2. 第2パラ

### (1-) 軍事協力の停止

① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

② 我が国については、「引き続き軍事協力を行わないこととする」ということであり、

suspend は実体に合わない。

③ どうしても措置の内容を書くというのであれば、ハイ・レベル交流の停止等の他の措置と共に例示し、第2パラ第1文を以下の通りとするのも一案。

「 This repression has led each of us to take certain measures such as the

suspension of bilateral ministerial

and high-level relations, military

cooperation and arms trade with China.]

( 2 ) 閣僚とハイ・レベル関係の停止

① 不適當。

② サミット国が共同して対中措置をとった乃至とりつつあるとのラインを打ち出すことは、徒らに中国の反発を招き、中国の硬化・孤立化を招く懸念がある。

③ 上記 ( 1 ) のように、過去に採った措置の例示のみを行う。

( 3 ) 世銀の新規融資の停止

① 可能であれば削除。

② サミット諸国が共同して中国や世銀に対し圧力をかけているとのラインを対外的に明確にすることは、中国を孤立させることに繋がる恐れがあり、得策でない。

③ 削除が困難であれば、第2パラ第2文を以下  
の通りとする。  
前段

「Furthermore we noted that the  
examination of new loans by the World  
Bank has been postponed and that . . .」

④ 参考（事実関係）

（イ）ある対中融資案件につき、世銀の対中  
融資理事会審議は、我が国を含めた先進国の  
感触を踏まえ、コナブル総裁が中国側を説得、  
結局、その理事会審議は当面延期されること  
となった。

（ロ）米は、上記に先立ち、本件承認は無期  
限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含  
め各国にデマルシュを行った。

（ハ）我が国は、本件審議に関して、中国国  
内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施す  
るような情勢に未だないことを理由に、コナ  
ブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメント  
を行った。

( 4 ) 新規貿易保険の停止。

① 不可。

② 「間接的経済制裁」とも言い得る本措置を採ることは、中国を孤立化させないとの方針から逸脱。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進することが、長期的にみれば中国人民の福祉にもかなうと思料。

③ 第2パラ第2文後段を以下の通りとする。

「 . . . has been postponed and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance. 」

( 参 考 )

( イ ) 既に、我が国も輸出保険につき具体的措置を採っている(「優良国」扱いから「準優良国」扱いへの変更、保険料率の引き上げ、

リスク・カバレッジの縮小)。従って、本件  
に言及する場合には、我が国の具体的措置の  
範囲内の表現にとどめるべき。

(ロ) 尚、宣言案の存在には触れることなく、  
通産当局の感触を内々打診したところ、通産  
も新規輸出保険の延期には強く反対していた。

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)